

第二十二回 参議院文教委員會會議錄第二十六号

昭和三十年七月二十八日(木曜日)午前十一時八分開会

委員の異動

本日委員松原一彦君辭任につき、その補欠として石坂豊一君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 笹森 順造君
理事 雨森 常夫君
吉田 萬次君

委員

大谷 整潤君
川口爲之助君
佐藤清一郎君
堀 末治君
加賀山之雄君
安部キミ子君
高田なほ子君
矢嶋 三義君
村尾 重雄君
石坂 豊一君
赤城 宗徳君

衆議院議員
國務大臣

文部大臣 松村 謙三君

政府委員

文部政務次官 寺本 廣作君
文部大臣官 房總務課長 田中 彰君
文部大臣官 房會計課長 北岡 健二君
文部省初等中等教育局長 緒方 信一君

文部省管理局長 小林 行雄君
事務局側 常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した案件

○私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○教育、文化及び學術に関する調査の件

(津市橋北中学校生徒遭難事件に関する件)

(教科書制度に関する件)

○委員長(笹森順造君) ただいまより文教委員會を開きます。

まず、私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○細末治君 ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(笹森順造君) 速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(笹森順造君) 速記をつけて下さい。

○雨森常夫君 この間際談の間に私提案者の方に御説明をお願いしたので、すけれども、なおそれに關連して文部當局の方ではどういふふうに考へておられるかというのを尋ねたいと思つたのであります。この前お伺しました公立学校の月額平均が一萬六千円であり、私立学校の平均が一萬一千円である。

る。しかもなお公立学校の方の一萬六千円は基本給であり、私立学校の方の一萬一千円は諸給を含めたものである。という御説明でありましたが、かように違ふのはどういふわけかというところをちよつと疑問に思つたのであります。ところがこの間の提案者の方の御説明によりまして、大学から幼稚園までの各種に分けての加入者の数字を承つたのでありますけれども、これを見ますと、幼稚園の教諭の数が非常に私立学校の場合に多いというところが一つあるわけなので、これが一つの原因であらうかと思つて、けれども、なお文部省の方でおわかりになつておられますならば、この私が疑問としておりますところの原因がまだほかにあるかどうか、これを一つ承つたいと思つたのであります。なお一萬六千円というのは、一般公務員の基本給一萬二千円弱であります。これより高いぶん高いので、学校給与がなるほど年令のなかに非常に高いので給与の高いことは承知いたしておりますけれども、これもあわせて一つ御説明をお願いしたい。

○政府委員(北岡健二君) 公立学校の教職員の掛金の算定の基礎になりますのは基本給だけでございまして、それは一萬六千、ちよつと数字は多少ずれておりますが、三十年の二月末現在で一萬六千六百五十六円になつております。それから私立学校教職員共済組合の方は大体ここにあげられておるような金額で、この場合には本館のほかには手当等がその中に含まれております。なお国家公務員の方は非現業の分だけをとつて参りますと、やはりこれの掛金算定の基礎になりますのは基本給でございまして、一萬二千二百三十八円でございます。三十年二月、どういふわけで公立学校の教職員の方がこのように高く、私立学校の教職員の方がこのように低いということにつきましては、これは掛金率とも関係いたすのでございまして、一般に私立学校の教職員の給与の低いということはこのように数字に現れておるような事実に基づくのでございまして、たとえば公立学校の教職員の共済組合の場合ですと若い人が入つて、それがずつと勤めていって、そしてだんだん年をとつて一定年令以後になると退職が始まる、こういう状態でございますが、ところが私立学校の場合には一つの特性がございまして、若い人の占める率とそれから年をとつてから初めて私立学校に入つてくる人との数が、年をとつてから入つてこられる人が割合に多いのでございまして、そうしてそういう方々は大體すでに他の方面で年金をもらつておられるとか、あるいはもう関係があるようなことから、比較的給与が低いまま入つてこられる場合がある。そういうふうな関係から、構成年令に対する給与の構成と申しますか、そういう給与の構成の形がかなり私立学校とそれから公立学校との場合には差があるのでございまして、ほかの一例を申し上げますと、同じ国家公務員の共済組合の中の

非現業に属しておりますのが非現業の平均は先ほど申し上げましたように一萬二千円程度でございまして、文部省の共済組合、文部省支部と申しますか、文部省支部だけをとりまきますと一萬六千五百円というふうな平均給与になります。これは国立学校の教職員というものが大部分を占めております関係上、大體公立学校の教職員共済組合と給与の構成の仕方が似ておるということから来ると思つておられます。それから一つ私立学校教職員の共済組合の場合に、比較的給与の低い人がたくさんを占めておるといふ点もございまして、御承知のように、公立学校の教職員の場合には大部分が小学校、中学校、高等学校、こういうふうな職員が大部分を占めて、幼稚園の職員が占めておる率が非常に低いわけでございまして、現在私立学校の教職員の構成を見ますと、六万人程度の人の中の一萬三千人程度の幼稚園の職員が入つておるといふことになりまして、その幼稚園の職員給与の平均は六千円台でございまして、そういうことになりましたと、かなり全果が生じてくるということになるわけでございまして、もし私立学校教職員の共済組合が私立学校全員加入であつて、従つて現在ここに加入しておられます大きな大学等の職員もこの中に入るといふことになれば、かなりまた平均数値は上つてくるのではないかと、いふうに想像されますが、現在のところは、ただいま申しましたような条

件がございまして、一万二千元に足りないような平均月額が出ておる、こういうことでございまして。

○雨森常夫君 提案者の方にもう一つお伺いいたしますが、提案理由の説明に、強制加入を建前とするということ、をうたつてありますけれども、この間承わりますという、未加入の者は相当たくさんあるのではありませんか、これは将来加入するものでありましようか。加入するとすると、この国庫の支出がふえてくるのが予想されますが、その点はどうですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 未加入のものもありますが、これは厚生年金の方が有利であるか、あるいは私学共済の方が有利であるか、こういうことで選択権があるために、入ってないのがあつたわけでありまして、私学共済の方がまあ大體均衡がとれてくる、この方が今入つてもいいというふうな情勢になります。未加入の学校も入るわけがございまして、こう予想されます。従つて今お説の通り、今四百万の増額予算を計上してありますけれども、給与の人もふえてきましようし、加入の学校もふえてくるということになります。年々ある程度の増額は見越さなければならぬのじゃないか、こういうふうな考へております。

○雨森常夫君 今のお話はわかりました、そうするとこの間承わりましたこの数字の未加入の数字が入れば、これだけが全部入つたとすれば、それ以上にはふえない、こう考へてよろしうございませうか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) ただいま予算に計上されている四百万円の増額は現在のものを基礎としてのものであ

ります。そしてまた御承知の通り、これは決算してあとで補助することになりますので、正確な数字ではありません。大體現在入つてゐるものを計算して、もう少しふえるようでありまして、けれども、決算補助でありますので、四百万という予算に計上された額をもつて一応充當したい、こういう考へ方でありまして。

○雨森常夫君 くだいようですけれども、やたらにふえるものではないといふことは言えるわけですか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) お説の通りで、基本の数字があるのございまして、それからやたらにふえるといふことはありませんし、また急激な増加といふこともありません、こういう考へてございまして。

○堀末治君 今ここに資料としてもらつておるやつ、これを見ますと、いわゆるこういうことを言うてあるのです。「厚生保険特別会計から一定率の費用負担を受けることになつてゐるが、法の不備と厚生年金法の改正によつて、従来の保険料はそのまま掛捨てとなり、私学共済はこれに見合う財源として約五億五千万円を不足責任準備金として負担しなければならぬ。」こういうことがあつたわけですが、これを一つ御説明願ひませんか。

○政府委員(北岡健二君) 厚生年金とそれから私学共済との関係につきまして、この私立学校共済組合法ができましたときに、厚生年金法及び健康保険法の改正もございまして、大體同時に上程されたのでございまして、その場合の考へ方として、健康保険法及び厚生年金法も強制適用にすると、それから私立学校共済組合法も強制適用

になる。そこでその間の調整をどうするかというので、私立学校共済組合法の付則でその間の調整をとつたのでございまして。その調整の仕方は、私立学校共済組合が発足する以前に厚生年金に加入してゐたものは、共済組合の成立後一ヵ月以内に学校単位に意思を決定して、どちらに入るか選択をしてきめろといふふうな付則を作つたわけがございまして。そうしてその際に、厚生年金をやめて共済組合へ入る者ができた場合には、その厚生年金に入つてゐたときに納めた掛金をどうするかという問題が出たわけがございまして、厚生年金の特別会計から共済組合の方に財源としてすでに積み立てたものを全部移すといふことは実施上非常に困難があるといふようなことから、厚生年金から私学共済に入つて、そうして私学共済の方でやめて給付を受けるという場合には、厚生年金に入つてゐた期間を通算して扱うから、その扱ひ時期になつて厚生年金特別会計の方から一定割合で共済組合へ金を納める、こういうことによつて調整をするといふふうになりました。ただそのときでございまして、いろいろないきさつがありまして、厚生年金法の改正がおくれた関係もあつて、共済組合が発足したときには厚生年金の方の支払い金額は非常に低いものであつた。それが共済組合が発足した以後四ヵ月ほどたつて厚生年金法の改正がございまして、そうして支払い金額を高めたわけでありまして、法律制定の際のいきさつがあつた関係で低い金額で厚生年金特別会計が負担する。先ほど申し上げました厚生年金から共済組合へ移つて、そして共済組合のものとしてやめて退職金をもらつて

いう場合には、厚生年金の方で負担する部分は前の法律のときの負担割合でいこう、こういうふうなことになる。おるわけがございまして。その関係で先ほどお話のありました五億何とか、正確な数字は今……厚生年金から引き継いだ人間のために現在用意しなければならぬ金といふのが数億の金額になるわけがございまして。その数億の金額を一度にもらわれないで、あとから埋める。あとから埋める場合にその埋める率が割合に低いといふことは事実でございまして。それは先ほど申し上げましたように、厚生年金でその当時であれば三百円単位くらいでしか払えないものが、共済組合の方はやめるときは給与の四月分といふふうな払い方をします。その差額は全然完全に埋められていないといふのが実情でございまして。従つて完全には掛け捨てとなるわけではないわけがございまして、ここから向うへ納めた分だけは入つてくる。ただ払うときの額と、それから向うで積んでおいた金とが非常な差が起る、こういうのが事実でございまして。

○堀末治君 そうすると、今の御説明によるといふと、この掛け捨てになるということは全然掛け捨てにはならないわけですね。

○政府委員(北岡健二君) そうでございまして。

○堀末治君 何ほどの低い率だけれども、国家の補償は受けられるので

○政府委員(北岡健二君) 大體積んであつた金額ぐらゐは共済組合の方へ入つてくることは間違ひございせん。ただ積んであつたのが払う額に比べて

非常に低いといふことは事実でございまして。これは貨幣価値の変動やそういうことが関係しまして。

○堀末治君 そうすると、これは私学共済の決算をするときには、その金額は政府に対する債権として資産に載せ得ることになるのですか。

○政府委員(北岡健二君) 今の取りきめは政令に規定がございまして、その共済組合の方で退職する人間に払いまして、払つたものをその年間のものを全部集めて翌年厚生年金からもらう、こういうことになりまして。ですからおつしやるように、債権として共済組合がそういう人間に対して給付したときに債権が発生する、給付をいたしますと、債権が発生する、こういうことになりまして。厚生年金から引き継いできましたものが、やめたときにこちらでそのやめた人に両方を通算して退職年金を払いますので、払うと、払つたときに政令で定めた率によつて計算された金額について共済組合から厚生年金特別会計に対する債権が発生する、こういうことになりまして。

○堀末治君 そうすると、ここに「財源として約五億五千万円を不足責任準備金として負担しなければならぬ。」とある。不足責任準備金といふことになつてくると、今の言うようなもの、これは合わないように思ふのだが。

○政府委員(北岡健二君) 不足責任準備金と申しますのは、少し前おきが長くなつて申し訳ございせんが。

○堀末治君 なるべくわかりやすく言つて下さい。

○政府委員(北岡健二君) 共済組合が今六万人の人間が新しく入つた、こういたしまして、その六万人の人間が順

順にやめていきます。一定の比率で計算がたちますが、だんだんやめていきます。それで早くやめた人には退職一時金を払う。それから二十年以上になりますと、退職年金を払う。退職年金を二十年のときに払うのが何パーセントくらいになるか、あるいは二十一年目にやめる人が何パーセントになるかというふうな、そういう計算が別にありわけです。それで全部計算しまして、どれだけの金がこの今六万人入った人間が全部やめてしまつて支払いが全部終るまでに何億何千万要するかという計算が立つわけでありまして。その計算に對しまして、それではもちろん入っている人は月給も上つていくが、そういう月給の上つていくのも計算に入られて、やめていく人も計算に入られて、毎月幾らずつ金を取つていったら採算がとれるかという計算をいたします。これが純粋保険料率という計算でございまして。その場合に、給与の月額の何パーセントといふか、千分の幾ら取つたらいいかという計算をいたすわけでありまして。それが純粋保険料率と、こういうわけでございまして。ところが、今の申し上げました計算は、六万人の人間が組合の発生したときに入つて、そして、それが全部なくなるまでという計算でございまして。この私立学校共済組合に厚生年金から入ってくる人もおる、私立学校恩給財団から入ってくる人もおる、そういう人たちは、前に別のところで掛金をしておつて、そして、しかも、年数の通算をいたしますから、ただいま申し上げました純粋保険料の基準からはみ出すわけでありまして。その分を幾ら要するかという計算をそれぞれするわけであり

ます。厚生年金から入つたのが十年の人が何人おつて、八年の人が何人おつてというふうな計算をいたしまして、そして、男女によつてそのやめる割合が違ひますから、男女別に計算しまして、そして、今の年数と人数とかけ合せたような数字から何億の金がその分として足りないか、こういうのが出てくるわけでありまして。恩給財団から引き継いだ場合にも、やはり同じように何億足りないかというのが出てきます。その分だけ今の純粋保険料率で計算しました金に對して足りなくなるわけですから、もしそれだけの現金が現在あれば、よそからもらえば、たとえば、厚生年金の場合ですと、大体五億くらい不足になりますと、五億の金が現在あれば、それで将来それを積んでいって、要するときに出してやるわけですが、利息もかせぎましたし、今五億ないから、支払いに困らない。今五億ないから、これを、その五億をどうしようかということになりまして、これはやはり今の組合員に平均にかけるよりしかなない。そして、やはり毎月の所得の千分の幾らというふうにはじき出しまして、これを取つていくわけでありまして。それを整理資源というわけでありまして。そういうような形をとる場合を整理資源率といふわけでありまして。今の純粋保険料率と同じようなふうな、月の給与の千分の幾らというふうな比率に表わしまして整理資源率、こう申し上げます。私立学校共済組合の場合には厚生年金から入つた分と恩給財団から入つた分と両方の分が整理資源として必要になるわけでありまして。

○堀末治君 こまかいことを言うようですけれども、つまり、給付したとき初めて政府の請求権が生れるわけですね。本来ならば、その金は当然共済組合に積み立てられなければならない金なんです。ある程度、これは何ぼか、七分五厘か八厘かというお話ですが、そうすると、金利だけ損して政府に寄附している形になる。ほんとうをいへば、給付の生れたとき少くとも、せめてその元金に對する金利くらいはつけて政府が払うだけの義務があるように思ひますが、そうではありませんか。

○政府委員(北岡健二君) その辺はいろいろ方法がございまして、たとえば国家公務員共済組合の場合とか、あるいは地方職員の共済組合の場合にも同じような整理資源の問題があるわけにございまして。この整理資源につきましては、国家公務員共済組合の場合に、これはむしろ使用者という立場で、国が負担する。それから地方職員の組合にも、やはり使用者という立場で都道府県が負担いたしております。私立学校共済組合の場合にはそれをどこで負担するかという問題があつたわけでありまして、共済組合の発足のときに、これは一つは厚生年金法の改正ともからんでおつたのでありますが、整理資源を全部国が持つというふうな考え方もあり、あるいは使用者が持つという考え方もあり、その二つの考え方があつたのですが、どちらも現実にはむずかしいというふうな事情がありまして、私学恩給財団から引き継いだものの整理資源は、私学恩給財団の財産を全部共済組合へ引き継ぐ、こういう形で解消する。それから厚生年金からの引き継ぎの場合には、先ほど申し上げ

ましたような、厚生年金の方で支払いのときに負担する、こういう形をとつたわけでございまして。で、お話のように、利息の問題等があるわけにございしますが、厚生年金特別会計がその意味で多少もうけているではないかという点は、確かにお説の通りあるわけにございまして。

○堀末治君 ほんとうに五億五千万もあつたら、なかなか大きい金利ですね。実際何ぼあるんだらう、今度厚生年金にかけた金額は、私学共済組合に移つて。

○政府委員(北岡健二君) お答えいたします。厚生年金特別会計の方に五億五千万あるという意味ではございませう。そういう意味ではなくて、厚生年金から引き継いだ約一億七千万くらい入った人間が、私立学校共済組合に入つて、そして先ほど計算しましたような比率でだんだんやめていくとした場合に、やめていくときに払つていった場合に、厚生年金におつた期間です、おつた期間分に相当する金の積み立てが五億何千万も共済組合が払うときに、それだけの金を用意してなければならぬ、こういうことでございまして。ところが、厚生年金の方には、御承知のように十年前ですと月三円、非常に給与の低い時期でございまして、従つて掛金なるものが非常に厚生年金で低いわけにございまして。それから掛金の率も千分の十五くらい低い率でございまして、実際に厚生年金の方に積んである金額としては、とても五億なんという金額にはならない。おそろくまあ推定して言いますと、その十分の一にも達しないのじゃないかという感じにございまして、その現実

に積んであるくらい金額は、将来において支払うときに、共済組合へ入つてくる。従つて五億何千万要するという整理資源として必要だ、不足責任準備金として必要だということ、それから厚生年金の方で現実には積んでいた金額とは直接関係がなくて、その五億何千万のうち、厚生年金から将来補給される金額があるわけにございまして、それは私どもの計算ではあまり大きな数字にはならない。まず一割くらいじゃないだらうか。

○堀末治君 一割というのは五億五千万の一割ですか。五千五百万。

○政府委員(北岡健二君) 一割くらいじゃないだらうかという推定で、従つて計算の上にならぬというふうなことから、厚生年金分が大体不足責任準備金が五億五千万程度というふうなことになるわけにございまして。現実には厚生年金の方に積んである金額も、これはとても一々計算は實際できないのでございまして。推定いたしますとやっぱりの程度だと思ひます。

○石坂豊一君 この提案されておる補助率を五分上げるといふことなんです、この説明を見ますと、きわめて理由が明瞭になつておる。他との関係も、同じ種類の職員との権衡もつておる。それから厚生年金との関係もある程度見ているというふうなことで、きわめてわかり切つておる。それが衆議院の方の努力によりましてわれわれはこれを公平にやり得る機会をつかんだのであります、こういうことは一体予算の關係もありまして、願わくはこれは文部省あたりでわかつておるようなことであるから、政府提案と

して初めから出べきものでなからうかと思ふ。事好んで衆議院で案を出されてわけじゃないので、見るに見かねて出て来ておる。予算までも補正して、そうしてちゃんと計数の立つようにして来ておるのだから、われわれはこの衆議院の案というものに少しも異存がありませんが、ただ遺憾に感ずることは、文部省は私立学校のほうはどうなつてもかまわん、それを求めてくれればそのときでいい、はおつておけば議員提出でもして行くだろう、そういうような考えでおられたのか。また、これは今おっしゃる通り、掛金の関係なりまた給与の関係が私立学校のほうは低いのだから、今にわかに率を上げてみてもかえつて都合が悪くなる。こういうようなことで、善意で言えば、別に公平を失しているわけではない、私立学校は低い給与でがまんしておつたのだから、その通りにならして行けばいい、こういうお考えであつたのか。とにかく私どもはこの案そのものが衆議院から出て来たという、そのことについて、やむを得ずこういうような方法をとつて来たものであるが、かような処置に対しては当然全国的に教育を管理しておられる文部省の立場として、たとえ私立学校であろうと何であらうと、同じような教育に従事している者に対しては、同等の待遇を与えて行くという立場で行かなければならぬのじゃないか。その点から言えば、これは当然政府案として出べきものでなかつたか。そこを一つお伺したい。

○政府委員(小林行雄君) 石坂先生の御指摘の通りでございます、実は私学教育の振興ということは、現在の大

臣も非常に力を入れておられるところでございます。その一環として、私立学校教員の福利厚生という点にも大いに力を突は入れておるのでございます。この三十年度の予算を編成します際には、文部省といたしましては、この共済組合の長期給付に対する国の補助百分の十をせひ十五に上げたというので、そういうった原案を作りましたのでございまして、当時財政当局のほうでは、厚生年金のほうは確かに百分の十五になつておるけれども、これは長期給付の積立金を資金運用部資金のほうに入れておるので、私学共済のほうはそういうことがないのだから、そういう点で非常に差がある、またそれ以外の社会保険との均衡というようなこともあつて、これはぜひやめてくれ、大蔵省としては認めることができないというようなこともありまして、いろいろ文部省としては政治的にも折衝いたしたのでございまして、やむを得ず引き下つたというようないきさつが実はあつたのでございまして、そういうことでございまして、文部省としては、これは理論上確かに厚生年金の私立学校共済組合のほうの子供の法律になつておりますので、せひとも厚生年金と同じ国庫補助率にしたいという念願は現在までもずっと持つておつたのでございまして、ただ文部省の事務のほうの非力で本年度政府としてやるべきことが行われておらなかつたというやうな現状でござい

ます。まことに申しわけないことだと思つておりますが、しかしこの点について、文部省として熱意がなかつたという点ではないので、その辺は御了承

承いただきたいと思ひます。

○高田なほ子君 ただいま小林局長から御答弁がありました。二十八年にこの共済組合法案が通るときにも、文部省側の考え方としては、私立学校の教職員の給与が公立、国立教員の給与よりはきつめて低いということを数字的に示して、当時、速記録によると、近藤政府委員は、公立学校の百分の十、しかし私立学校はこの百分の十では非常に気の毒だから、百分の二十にしたいと思つてゐる、そういうふうな折衝して来たのだというふうな記録に残つてゐるわけですが、この際百分の十から百分の十五に上げるということは、これはもう当然過ぎる以上の当然であつて、これはもう論議の余地がないように私は考えられる。しかし金般的に言つて、日本の政府は、歴代の政府そうだと思いますが、私立学校に対する認識というものは私は低いものだと思ふ。文部省内における私立学校の御発言というものはどれくらい重要視されているかということについて私はむしろ疑問を持つてゐる。イギリスあたりの制度を見ても、私立学校に対する国の補助は約全予算の七〇%、学生が負担するのは三〇%である。日本の場合は、逆に学生が負担するものが七〇%で、国は三〇%でお茶を濁している。こういうやうなことから見ても、私立学校に対しての熱意というのが政府自体が私は少なかつたように思ふ。と同時に、省内における私立学校の御発言というものが重要視されておらないのじゃないかということすら私は考えられるわけです。今御説明があつたわけですが、これは大蔵省の一存でもつて百分の二十にすることが

できなかつたというのでございまして、か、それともその間やはり文部省として私立学校振興に対する若干の熱意が欠けている結果からかういうふうな今まで放棄されて来たのかと、かういうふうな責めたくなるわけですが、この点についていかがですか。

○政府委員(小林行雄君) 文部省としては、先ほどお答え申し上げました中にも申しましたように、決して私学教育の重要性の認識あるいは私学教育の振興ということについて不十分であつたり怠つたりしてゐるつもりは実はなかつたのでございまして、御承知のように、戦前は私学教育につきましては、政府あるいは行政官庁はもつぱら監督的な立場で仕事が行われておりましたのでありますが、戦後私学の自主性というものを認めて政府はできるだけそれを援助するという建前になりました。私立学校法なりあるいは私学振興会それから共済組合制度というやうなものも逐次だんだん整備せられて来ておる実情でございまして、文部省としては私学教育の振興にはできる限りの力を入れて参つておるつもりでございまして、また現在私学教育をさらに振興させるために、中央教育審議会に対しまして諮問をいたしまして、今後の振興方針というものを研究していただいておりますやうな状況でござい

わけでございますが、そこで、文部省として大蔵省に迫るについては、相当のデーターをもって迫りになっておるのではないかとありますが、死亡生存表とか、あるいは脱退残存表というような、そういった正確な数字が一体文部省にはお持ちになっておるのですか。この私立学校についていかがですか。

○政府委員(北岡健二君) お答えいたします。掛金の算定をいたします場合は、私立学校共済組合が掛金の案を作りまして、そしてそれを文部省に提出して、文部大臣の認可を得て掛金が定まるといふような法律、それから、それに伴ってできました政令ないし定款等で規定してございます。従いまして、この掛金を算定いたします基礎になる調査につきましては、私立学校教職員共済組合の方が、そのための事務費予算を計上いたし、それからその実施の方法について文部省とも相談、打ち合わせいたしまして、全国から昭和二十九年年度中に資料を取りまして、実態調査をいたしまして、その実態調査の結果、必要になります死亡表であるとか、生存表であるとか、脱退残存表であるとか、それから平均給与人数それから給与の上昇率、そういうようなものを出しまして、それによって専門の人の検討によって計算されました結果、掛金率が出て参るわけでございます。その掛金率に基きまして、望ましい掛金率を定めるために、どういふ財源が必要であるか、それを要するに、出てきました財源の率と、それから望ましい掛金率との間の差額になります部分、これが国庫補助で埋めるか、その他の方法で埋めるかしなければ、

掛金率を上げなければならない、こういう事態に追い込まれるわけです。そこで、その望ましい掛金率と必要な財源率との差額を埋める方法としまして、国庫補助の百分の十を十五に上げるといふ方法と、それから私立学校振興会からの助成をするという両方をお考えまして、そういう線で適當な方法としまして、国庫補助率の増額、あるいは振興会の助成、あるいは他の財源と申しますと、これはもう一つありますのは、私立学校共済組合の内部で資金があるわけでございます。毎年五億ぐらいつつ長期の掛金をとっていきます。そのうち去年支払いましたのは一億円でございまして、それから本年度支払う予定はまあ一億、やはり同じぐらいじやないか、そんなように考えますと、四億なりそういう金が出てくるわけでございます。そういうものも現在の私立学校共済組合では利率五分五厘に回すという計算にいたしておりますが、もし利率の差がそれよりも高利に運用ができるならば、その上積みと申しますか、余裕が出てくるわけでございます。そういうのは一つの財源になるわけでございますから、従って掛金を増徴しなければならぬ時期であつても、そういう財源が見込まれるならば増徴しないでも済むということになります。そういうようないろいろな方法を考へて大蔵省と事務的な折衝をいろいろしております中に、一番まあ望ましい方法として、国庫補助率を引き上げて、振興会からの助成の割合をあまり多くしないでおいた方が適當じゃないかということをお考へて折衝いたしましたが、先ほど局

長から申し上げましたように、他の共済組合制度との均衡とか、あるいは厚生年金が国庫補助率を昨年一割五分に引き上げましたときの現実の事情等から一応見送ると、要するに話がつかないままに済んだ。ところが共済組合の方の掛金率なるものは一定の時期までにきめないと徴収ができないわけでございます。そういう関係からそれでは第二の国庫補助の増額はそういう関係で、ことしは断念して、望ましい掛金率をことしは他の方法で実現していこう、来年さらにこの問題については大蔵省との交渉をするということにいたしました。本年は引き下った、こういうふうな事情があるわけでございます。

○高田なほ子君 大へん丁寧に御説明して下さりまして、だが率直なことを言えば、百分の十五でもまだこれは若干低い、しかしまあいろいろの調整の関係もあるもので、百分の十五、こういうようなところでまあ落ちついてやろうというお考えのようですが、くどく申しますが、私立学校教職員の給与指数は非常に低い、わけて幼稚園の先生方の給与というものはお話にならないようなまあ非常に低い状態にあり、せめて福利厚生に面において若干でもその低い給与が補ひ得て、十分な御活動ができるということのために、やはり科学的なデーターをもつて、死亡生存表、脱退残存表、あるいは給与指数、そういうふうなものを十分に組み合せて所期の目的が実現できるように私どもはしてほしいということをお願するもので、この際百分の十五というの最低ぎりぎりの線であるので、当然この法律は一日も早く通過させ、なお文部省としてはそれ以上の努力をしていただかなければならないように考えられますが、この点について今一たび小林局長の御意見をお伺したいと思ひます。百分の十五だけでいいか。

○政府委員(小林行雄君) お尋ねの御趣旨のように組合員の立場からいたしますれば、国庫補助の率が高まりました、従って掛金率が低くなるということですが、しかし社会保障制度全般、あるいは保険の財政ということもございまして、そういった点もかみ合せて今後まあ十分に文部省としても研究したいと思ひます。

○加賀山之雄君 事務的なことを一、二点お伺いしたいと思ひますが、この私立学校教職員共済組合員の人員です、わかつておられますか。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 概算は六万人となっておりますが、なおこまかいことは文部省のほうから……。

○政府委員(北岡健二君) この私立学校共済組合は組合員の種類が五種類ございまして、長期と短期と両方入っておりますもの、それから短期だけ入っておりますもの、それから長期に入つていて長期のほうで普通の長期でなくて恩給財団の従前の例によるという種類のもの、それから恩給財団のほうだけ入つて短期に入らないもの、そういうような五種類ございまして、従つて種類によつて数が違つてございまして、それども、現在の総数は男女計で五万九千三百六十六名、三十年の三月三十一日現在でございます。なお加入しております学校数は四千八百二十一校でございます。

○加賀山之雄君 この恩給財団に入つて

ただけ短期給付のないものというの、これはやはり組合員なんですか。

○政府委員(北岡健二君) 組合員でございます。もちろん正規の組合員でございます。正規の組合員が先ほど申し上げましたような五種類に分れておる。ちよつとはかに例のない種類でございます。恩給財団を引き離したという関係から恩給財団に入つていたものが、従前の掛金と給付を続けたものと希望をするものと、それから共済組合の給付及び掛金に切りかえたいというものと二種類ありまして、その両方に選択権を認めて、発足のときにそういう選択を許すように法律が承認したわけでございます。

○加賀山之雄君 これはそれぞれ掛金率もちろん違ふのだからと思ひますが、非常に事務が複雑になつていくわけですね、それらの事務はいかなる機構によつて行われておるのですか、この共済組合の事務ですね。

○政府委員(北岡健二君) 業務関係の仕事をしていただきます事務局を置きまして、その事務局の中に長期給付の關係と短期給付の關係と二つに分けて、短期給付のほうは大體健康保険のほうの關係でございまして、その事務のほうは地方で健康保険關係の医師の診療を受けて、それが例の診療報酬支払い基金、こういうほうへ医者から請求が行き、それに対してその基金のほうに共済組合から支払ひをする、そういうふうな決済方法を大體とつております。それから長期給付のほうは退職者が直接組合の事務所のほうへ請求に来まして、それに対して退職金の額を査定して給付していく、その場合に組合

員の種別によつて給付が違ふわけでございますから、それぞれの給付によつて請求の種別に就いて計算をして支払いをいたします。掛金のほうはやはり組合の種別によつて掛金の率ないし額が違ふわけでございます。現在のところでは普通の長期結付のほうは千分の六十二の掛金になります。これを学校法人とそれから組合員とが折半負担いたします。短期給付のほうは本年度から千分の六十六になりまして、これもやはり折半負担でございます。恩給財団の従前の例によりますのは、組合員が三百円、学校法人が三百円であります。それでそれらの組合の種別によりまして各学校法人が組合員から徴収し、自分の負担すべき分も加えて翌月の終りまでに組合へ送付する。組合のほうはそれによつて入つてきた金額が納入されて、それが財源になつて支払ひをする、こういう機構になります。ただほかの共済組合と違つて一つむずかしい点は、他の共済組合の場合には本俸で掛金を徴収いたしますが、この組合の場合には本俸とほかの手当を含めた金額で徴収いたしますので、事務的に申しますと月によつて移動があり得るわけでございます。その点を把握するのが非常に困難なわけでございますが、法律によつて学校法人が納付の義務を負つております。自分の分と組合の分と合せて納付する義務を負つておりますので、その制度で法人のほうで計算をいたし、疑問があればこちらから問い合わせ訂正するといふふうなやり方では収入のほうは処理しております。

○加賀山之雄君 そうすると、組合の

責任者というのはどういう方……、名前を言わなくてもけっこうですが、どういふ方がやつておられるか。もう一つ私立学校がそういう共済事務をやるわけですね、それらの事務費は組合のほうから私立学校のほうへ、その事務を扱うものは組合が負担するのですか。

○政府委員(北岡健二君) 共済組合の役員としましては、理事長と理事とそれから監事でございますが、いずれも文部大臣の任命でございます。それからそのほかに評議員とそれから審査委員会の委員と二種類ございますが、いずれも文部大臣の任命でそれぞれ任期二年でございます。

それから学校法人がやります事務につきましては、事務費は計上しております。法律上の義務になつておるわけでございます。給与を支払う際に、その分を取りのけて送金をするという関係でございますから、特別の事務費としてはないわけでございます。

○加賀山之雄君 もう一つ、組合に入っていない、つまり厚生年金にだけ入つておるといふ人はどれくらいの人数になりますか、私立学校で。

○政府委員(北岡健二君) 私立学校教職員共済組合は先ほど来申し上げておりますように強制適用でございますが、発足の当時に特令で選抜を認めたのがあつたわけでございます。従つて不加入の者があつたわけでございますが、この不加入が長期、短期とも不加入、短期のみ不加入、長期のみ不加入、こう三種類になるわけでございます。そういうものを全部合計いたしますと、不加入の者が一万四千五百九十名、学校数にしま

して百四十七でございます。○堀末治君 最後に一つお聞きしたいのですが、今お聞きすると、役員は文部大臣の任命だということですが、そうすると、これの会計監督はどこでやるのですか。

○政府委員(北岡健二君) 国庫補助が出ておりましたり、事業費及び事務費が国庫補助が出ておりますような関係でございます。それからまた法律の方でもこの私立学校共済組合の監督権は文部大臣とされております。そうして、従つて、会計の監督等は、文部大臣が行うわけでございます。なお補助金等が出ておる関係から、会計検査院の監査も行われるわけでございます。また発足新しい組合であつて、今日までのところは会計検査院の監査はまだ実施しておりません。いずれ対象に上つてくるというふうに考えます。

文部省といたしましては、本年になりまして四月から監査をいたしまして、経理の上には何ら疑問の点はないということを確認いたしてございます。事務執行等についてもその際検討して、改善すべき点はいろいろあるということを考えて、その改善の点については管理局長と共済組合の理事長との間で順次実現の方法を相談してあるといふうな段階でございます。

○加賀山之雄君 先ほどの強制加入の建前であるというお話がございましたが、お話を承ると、非常にこれは複雑な関係になつておると思うのですが、この共済事務というものをもう少し、強制加入にしたり、特に今度こういう措置がとられた場合に、もう少し単純化する、恩給財団なんかは、これはもう今までのあれをみんな引き継ぐと

いうことを言われたし、こういうものを従来のあれではうつつておくような手もないように思うのですが、もう少し単純化されるような意向は文部省にありますか。

○政府委員(北岡健二君) 現在の段階では一応組合成立のときの経過規定で附則の方で定められていた特別の措置でございますので、従つて、法律上からいいますと、その特別措置として経過措置でとられたものを、もう一度改正するということは、技術的に非常に困難だといふ感じがいたします。特別な異例なのは、先ほど申し上げました恩給財団の従前の例によるものでございます。これはそのときに恩給財団に入つていた者だけしかこれを選ぶことはできませんので、従つて、ある期間が過ぎれば消滅したものでございまして、従つて、そこまで改正を考えると、いふ点までまだ検討いたしましたことはございません。なお非加入の者の問題があるわけでございますが、これも理論上は当時選抜権を与えられて選択したのでありますから、直ちにこれを動かすという点についてはどうかと思つてございます。またこれを実際にやるということになりますと、先ほどから申し上げましたように、厚生年金の引き継いだものの、恩給財団から引き継いだものについて、整理資源の問題があり、年数計算なり、非常に複雑なものがあるわけがあります。それが今度新たにあとこの時期になつてまた同じ種類のものが入つてくるということになりますと、整理の問題をどうしたらいいかといふことになりまして、これは非常にむずかしい問題でございます。これはよほど研究してすっきりした線が出せ

ない限りは、ちよつと着手はむずかしいのじゃないか。もちろん意見としては私学の側からも非加入の側からもあるいは加入している側からもそういう御意見でございますし、外の方からにもそういう御意見はあるのでございますが、なかなか技術的にむずかしい問題だということを考へておるわけでございます。

○加賀山之雄君 これははっきりと赤城さんに伺いたいのですが、今度の措置によつて、組合員の掛金率があるいは有利になる、あるいは給付がよくなるというように考へられられているかどうかといふことが一点。

それから私立学校の国のあれが増額されることによつて、私立学校当局の掛金ですね、これがどうなるか。これはふえるのか、減るのかという点、その点を一つ伺ひます。

○衆議院議員(赤城崇徳君) これによつて給付がよくなることは考えられませんが、これがないと、掛金が千分の六十六ぐらゐになります。この法律が通れば千分の六十二ぐらゐになりますから、その折半で掛金が増えと思ひます。

それから私立学校当局の掛金といひますと、もう一度お伺ひしたいのですが。

○加賀山之雄君 学校負担分です。○衆議院議員(赤城崇徳君) 学校負担分も低くなるわけですか。掛金と折半ですから低くなるわけですか。

○委員長(笹森順造君) 他に御発言ございませんか。

○矢嶋三義君 この法案を審議する機会に、私は実は私学三法全体にわた

り、その後の運営の状況をづさに密

議、調査し、あわせて私学の振興の根本的な検討をするのにいい機会かと考えておったのでありますが、国会も末期になっておりますので、当初私が考えましたその角度からの質疑並びに審議の態度は私はみずから修正したいと思っておりますが、先日來、承りまして、この法案についての質疑は大体出尽くしたやに承りております。提案理由にも書いてありますように、私もこの私立学校教職員共済組合法が第十六国会にかかった当時、これを私審議したものであります。その当時の附帯決議をここに生かして補助率の引き上げを企図されたものであつて、この法案の内容そのものには異論のあらうかたはないかと思ひます。ただ、私にくらばりまして、今いただいた資料を見ますと、私立学校教職員共済組合のその後の経理状況等、運営の概要がわかるころの資料が、私のボックス内に入つておられないようでありまして、出されなかつたのかどうか。出されなかつたとするならば、当然これは提出していただきたいと思ひますし、また私は、この法案についてはかつて審議したことがありますから、法そのものを承知しておりますが、やはりこういう法案を審議する場合には、後日のために申しておきますが、法である私立学校教職員共済組合法そのものを資料の一部として出さるべきものと思ひますが、私のボックスにはそれが入っていないようです。まあこの法そのものは、今後の法案提出者並びに政府側にそういう要望をすることにどうおいてよろしいのであります。私立学校教職員共済組合の発足以来本までの運営経理の状況

についての資料は出されましたかどうか、その点念のために承りたいたと思ひます。

○衆議院議員(赤城宗徳君) おっしゃる通りでございますかと思ひます。私立学校の運営経理状況の資料は差し上げてありません。

○矢嶋三義君 終戦後この私学の振興といふものに非常に国会みずから、さうに国民各層にわたつて関心を持つことになつて、いわゆる私学三法といふバック・ボーンが入つたことは非常に喜ばしいことと考えております。私もこれら法律を国会で審議し成立させたものとしてこれらの三法のその後の運営状況と、それと私学の振興との関連については常に見守つていかなければならない義務があると考えております。従つて私はその資料を早急に出していただきたいことを要望いたします。

委員長、ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(笹森順造君) 速記をとめて下さい。

午後零時三十三分速記中止

午後零時四十七分速記開始

○委員長(笹森順造君) 速記を始めて下さい。

○矢嶋三義君 発議者でもそれから政府委員でもないけれども、このようにお答え願ひたいと思ひます。それから、他の委員からすでに質疑があつた問題であるならば、その言葉を前提として簡単に御答弁いたしたいので、二点だけ簡単に伺ひます。私立学校振興会への昭和三十年年度可決予算に至る

までの助成金の総額は幾らになつていますか。

○政府委員(小林行雄君) こちらからお答えするのはいかがかと思ひますが、私学振興会への出資金は二十七年

度が三億九千万円、それから二十八年

度が十五億、二十九年年度は五億、本年

度の予算では八億五千万、こういうことになつております。

○矢嶋三義君 合計で。

○政府委員(小林行雄君) 合計で三十

二億四千万、これは私学振興会への政

府の出資金でございます。

○矢嶋三義君 これに基く運用の概況を述べて下さい。

○政府委員(北岡健二君) 二十七年

に出資されました振興会の出資の三億

九千万円は大体短期経理の貸し付けに

充てております。それ以後の分につき

ましては二十八億五千万の分はそれぞ

れ長期貸し付けに充当されるわけでござ

います。長期貸し付けは五年の年

賦で償還されるわけでございます。た

だしこの中から水害復旧の特別立法に

よりしました国庫補助の半額に相当する

分のものがあつまして、これは十七年

年賦になつております。金額は今ちよ

つと正確な数字は手元にございませ

んが、六千万円程度であつたと記憶いた

してあります。それから本年度の八億

五千万円の出資はそのうち二億が暫定

予算に計上されておりましたので、そ

の分の貸し付けは終了したのでござい

ますが、あとの分は貸付配当を大体きめ

まして、目下各学校法人と契約中ござ

います。

○矢嶋三義君 この本年度の予算の貸

付の確定するのはいつになりますか。

○矢嶋三義君 本年度の貸し付けは八億五千

万でございまして、前年度前に貸し付

けましたので償還されるものがござい

ますので、それが五億二千万程度になる

見込みでございまして、なおその償還時

期等は十月以降になる分もございませ

すのは、大休年間三期に分かれる見込

みでございまして、それからもう一つ当

初に申し上げました二十七年年度の三億

九千万の分につきましては、これは業

務経理に對する短期の貸し付けで、一

年で償還になりますので、この分の貸

し付けは年度末から年度初めに償還さ

れまして、それが再貸し付けに回ると

いうことになります。従ひまして長期

貸付の分は恒常的なものは大休年三

回、それから短期貸し付けの分は年一

回、こういうような貸し付け決定に相

なります。全部が完了いたしますのは

来年の一月の末でございまして。

○矢嶋三義君 この振興会発足以来今

日まで利子はどのくらいになつており

ますか。

○政府委員(北岡健二君) 振興会の貸

し付け利息は、普通の貸し付けは日歩

一銭八厘でございまして、それから災害

復旧等の貸し付け金は低いのは五分で

ございまして、それから火災等の場合は

多少高くなりまして、大体五分五厘の

利息になります。それで二十八年度末

に利息の剰余金が六千万円、それから

二十九年度の決算で一億三千万円、利

息の剰余金でございまして、合計しまし

てちよつと二億でございまして、それか

ら三十年度末の利息の残りの推定が一

億四千万の見当でございまして、もつと

この利息の中には、別に政府が前に

私立学校に貸し付けました戦災復旧の

貸付金であるとか、私学運営費の貸付

金であるとか、こういうものがござい

まして、その利息が多少加つてお

ります。この利息は五分五厘の利率に

定つておまして、二十五年間返す

ことになつておりますから、本年度ま

ではまだ金額として大した金額に

はなりません。三十二年度が約その分

の利息だけで九千万円くらいはいる予

いますか。

○政府委員(北岡健二君) 言葉が少し足りなくて失礼いたしました。私立学校振興会が貸し付けによって得ました利息は、その利息の中から法律で定め

る積立金及び事務費を使います。その残りが純剰金になるわけでございませう。利益金と申しますか、その利益金をもつて私立学校共済組合その他に助成をする、あるいは他の用途に貸し付け

ける、こういうことに相なります。そこで二十九年末に残りました二億の金、二十八年度、二十九年度合せて残

つております二億の金は助成準備金として積み立てております。それから三十年度の末に推定されますのは事務費とそれから積立金を引いた残りが大体一億四千万円になるだろう、こういう

推定でございませう。そこで先日御審議いただきました法案の成立いたしました私立学校共済組合の既年金受給者に対する助成約千七百万円が今年度中に共済

組合に支払われるわけでございませう。なおそのほかに私立学校共済組合に対しては事業費の助成をいたすことにな

つておりますが、それが大体五千万円ございませう。従いましてその五千万円を従前の積み立てた二億の中から払

うか、五千万円と千七百万円、合せて六千七百万円を二億の積み立ての中から払うか、二億の積み立ては別の用途に充てることにして、本年度予想され

る一億四千万円の中から払うかは、これは私立学校振興会の方で決定することとに相なつております。とにかく合せて三十年度末に推定される三億四千万

円の中からすでにきまつておりますのが一億七千万円と五千万と六千七百万と、これだけは大体支出されることが

確定のものにございませう。そのほかの金額につきましても、振興会の方で助成あるいは貸付等の案を練つておる

ようでございませう。○矢嶋三義君 角度を変えて承わりますが、二十九年度末までこの教職員の福利方面に幾ら総額助成されました

か、ということとは、これは母法を審議するときに非常に問題になったことは、この私学振興のためにこういう法

を作るが、経営者に利益するようないかなる運営をすることなく、非常に悪条件下に教育に挺身しているところの

私学教職員の福利厚生に十分心して運用しなければならぬということがこの母法を審議するとき非常に問題になりました

が、昭和三十九年度末まで私学の教職員の福利方面に幾ら助成され、三十年度末においてはその総計が幾らになる

と数字を組まれておられるか、お答え願いたいと思ひます。○政府委員(北岡健二君) 私立学校共済組合では今までのところ、はつきり

私立学校教職員の福利厚生のために助成した金額としては、私立学校共済組合が充足いたしました当時に、そ

の事務所の諸設備をするために百万円を補助助成いたしました。それ以外には計画がいろいろありましたので、

が、成り立たなかつたためにまだ実施いたしてありません。具体的に申しま

すと、二十八年度の剰余金の中から共済組合の事務所を作るといふ計画があ

つてその金額を予定してございませうが、事務所の買入れがうまく運ばな

かつたので取りやめになりました。その後には土地を買つて新たに建

築するようにしようという案になりました。土地の購入費七百何十万円かを

計上したものでございませうが、これも土地買収がうまくいかなかつたので立ち消えになりました。なお最近におき

まして、私立学校共済組合の事務所が狭隘で困るからというので新たに買

入れる計画を立てました。これはやり時間を経過してございませうが、

相手方の都合でその直接対象がなくなりましたために、大体五、六千万円を

予定しておつたのでありますが、それもち消えになりました。それからその

ほかに案あるいは計画として当初の組合の方で、教職員の福利厚生のために

保養所を設ける、あるいは簡易な診療所を設けるというふうな案があり、そ

れからあるいは教職員の住宅を建設するといふのを、これは振興会が直接計画

を立てようといふふうな段階になつたのもありますが、いずれもまだ正式の決定を見ておりません。そういう状況でございませう。

○矢嶋三義君 ただいま審議しているこの法律案では、私学教職員の退職給

付等の不合理を是正するために国の補助率を引き上げるといふ内容のもので

ありますが、まことにけつこうでございませう。と同時に、この私立学校教職

員共済組合の積極的な活発な運営のために国家から多額の出資金を出して

おる。振興会からいまだ少し助成して

るべきではないか、また助成ができるのではないかと思ひますが、所管局長

の御見解いかがでございませうか。○政府委員(小林行雄君) お尋ねの振興会から共済組合への助成でござい

ますが、文部省といひましても、共済

組合の方でいろいろ計画されるこの事

項の中で、特に考えられるたとえば事

務所の問題とか、あるいは宿泊施設そ

の他の福利厚生施設というふうなもの

につきましても、文部省がやはり振興

会と共済組合との中に入りまして、で

きるだけそういうものが実現される

ように、この助成が行われるようにな

つせんをして参りたい、こういうふう

に考えております。

○矢嶋三義君 私学の経営というものは

は国公立とずいぶん違つて困難な点も

あるわけでありますが、しかしこの私

学の振興は、私が申せば釈迦に説法に

なりませうけれども、何といつてもその

教育の場に健闘されている教職員の身

分、生活の安定というものが、すなわ

ち、より立派な教育者を得るといふこ

とが第一前提でなければなりません。

そういう立場から、母法審議の場合に

もその点がずいぶん論議され、私も

論議したものでありますが、先ほどの

答弁で明確なように、本年まで乏しい

国家資金の中から三十二億四千万の出

資がなされ、それに対して教職員の福

利厚生の方にどの程度回されておる

かという答弁に対しては、まことに貧

弱きまゝのもので、これは当事者の計

画の疎漏といふこともあつて、必ずし

もあなたの方の責任のみとは言えない

と思ひますけれども、私は母法の審議を

された當時を回顧して、ただいまの管

理局長の言明の通りに、積極的にや

つていただきたいといふことを強く要望

いたしておきます。

そこでもうあと一、二点で終ります

が、一つの私学振興会の方の運営に当

つて一番問題になるのは、貸付もさる

ことながら、それ以上に償還回収だと

思ひますが、これに対して現在貸付業

務等をやられておるわけですが、見通

しというものをいかように立てておら

れますか、承つておきたいと思ひ

ます。

○政府委員(北岡健二君) 昨年度まで

は大体申しまして、貸付の回収とい

うのが新たな債権の分だけでござい

まして、これにつきましても、貸し付

けますときに、厳密に調べて、担保も

それとつて貸し付けております。そ

うして従つて実態がかなり正確にわか

つておりましたので、その回収事務等

につきましてもそれほど支障はなかつ

たのでございませう。先ほどちよつと

申し上げましたように、旧債権と申し

ますが、戦災復旧等に貸し付けました

ものの回収が、大体の数が本年度から

飛躍的に増加するというふうな状態に

相なりなすので、これに対処する機構

を作らなければいけないというので、

昨年から本年にかけまして振興会の事

務職員を増員いたし、新たに管理課と

いう課を設けましてその回収をもつぱ

ら担当するというふうになつてしまし

て、回収を確実にやつていこうと、こ

ういうふうな方針で進んでおります。

○矢嶋三義君 ここでは私はどうして

も文部大臣がおられないと工合が悪い

わけですが、幸いにして政務次官がお

られますから、政務次官並びに局長に

最後に承わりたいと思ひます。

それは第一次鳩山内閣の安藤文相は

皆さん御承知の通りに私学の振興とい

うものをその教育政策の一つの大きな

筋として打ち立てられました。かつて本

委員会においても松村現文相はこれを

継承することを言明されたわけですが、

この線から昨年は一昨年に比して振

○政府委員(寺本廣作君) かねて松村文部大臣が私学の振興に力を入れて文部行政をやっていきたいということを申しておられるわけでありますが、本年度の予算ではただいま矢嶋委員から御指摘がありました通り、私学振興会に対する政府の出資金を前年度の五割増しにした、その後自由党の折衝でさらにそれが増額されて御指摘の通り前年度より三億五千万増額になって参っておるわけでございます。私学振興会に対する出資はその通りでございますが、根本的に私学と国立公立の学校との関係がどうあるべきものか、どう

○政府委員(小林行雄君) ただいま政務次官がお答えになりましたことで大體もう尽きておることと思いますが、事務といたしまして、まあ私学教育、私立学校教育の重要性と申しますか、これは国立学校等と違ひまして、それぞれ遠識の人の理想なりあるいは熱意というものが大元になってできており、それに伴ってそれぞれの学校の独特の学風あるいは伝統というものがあ

りまして、国立学校等に比べますと、いわば個性のある教育が行われておるといふところに私学の重要性があると思ひます。こういったすぐれた点は文部省としましても今後ますます助長をしてゆかなければならない。そういう面で私学の自主性の確保ということとは政府も十分応援してゆかなければならぬと思ひます。また一面私学といへども公けの教育でございますので、公共性という点からも十分やはり私学に自粛をしてもらわなければならぬ。公共性の確保という点にも文部省としては十分配慮をしなければならないといふ

大體の運用狀況と申しますか、私立学校法ができてからには従来の監督あるいは強い官權の監督行政が最近になつて變つて参りまして、官權の排除ということになりまして私学は非常に

それそれ建学の理想に基いて明るく実際の授業を行なっておられることと考
えております。私どもとしては私学、私
立学校法ができてからはうまくい
っているのではなからうかと考えてお
るのでありますが、中には公共性の面
から一部には世論の批判の対象になる
ようなものもありますので、こういっ
た点については今後法の運用等の面で
十分やはり考えてゆかなければなら
ぬ、場合によっては何か制度的なもの
も考えなければならぬのではなからう
かという点で現在中央教育審議会の委
員の方々の御結論が出るのを文部省と

○矢嶋三義君　ただいまの政務次官並びに局長の発言の中には重ねて何う内容のものもありますけれども、時間が長くなるようですからそれは省きます。

すが、ただ私学振興に関して御両者に熱意のある点だけは多といたします。それで最後に伺いたいことは、この法律案を出された赤城衆議院議員は特に私学に関して関心と熱意を持たれてゐるがゆえに、こういう法案を提出して下さつたわけでありますが、先ほど私が質疑した経過からもわかりますように、運用いかんにもありますが、やはり私は私学三法の中で振興会への出資金の大小とその運用いかんというものが私は私学の振興の死命を制するものと思ひます。そういう立場から与党の文教関係の重鎮でもある赤城発議者の

に承りたい点は、すでに来年度の予算の事務的積み上げの時期に到達しているわけですが、こういう法案を出されるのと関連して、赤城堯議者は来年度の予算で国家財政窮迫でいろいろ支出する面がありますけれども、私学の現状とそれらの将来に対する希望と合せ考えるときに、来年度の予算において私学振興会への出資金というものはどの程度予算化されるのが妥当かという点について、どういう御見解をもっておられるか、その点をまず赤城堯議者に承わると同時に、文部事務当局はすでに事務を開始しておるわけですが、文部省議としてどの程度の数字をまとめようという腹をもっておられるのか、今に至ってまだ検討中であらう数字をもたないというようなことではこれは済まされないと思います。

○衆議院議員(赤城宗徳君) 私学振興
会に對する出資金につきましては、私
の方でも八億五千万程度では足りない
ということ、三十年度の予算におきま
して、もっと要求しておったのであり
ますが、いろいろ大蔵省との折衝上、
第二次で八億五千万円になった、こう
いう状態でありますので、来年度の予
算におきましてはそれを超すようにそ
れぞれの機関と話し合つて超すように
努力をいたしまして御期待に沿うよう
な努力をいたしたいということを申し
上げて答弁に代えます。

○衆議院議員(赤城宗律君) 総額で五十億というところで全部であつたと思ひますから、去年も、三十年度におきましては十五億くらいを初め要求して、それでどうしてもだめだということで十億ということまで要求しておつたのであります。今それぞれの機関もありますので、私からその額までの程度ということもちよつとおこがましいように思いますので、最大限の努力をするということでも御了承願ひたいと思ひます。

○政府委員(小林行雄君) 予算要求の額は、これはもう大臣が御決定になるものでありますので、私も……。

○矢嶋三義君 大臣の意見を聞いておりません。事務当局の……。

○政府委員(小林行雄君) 事務といいたしましては、これは振興会発足の当時大体五カ年間で五十億をもらいたいという一応の計画があるのでございいます。現在まで三カ年で、当初の三億九千万、これは大体短期の融資に回っておりまして、これを差し引きしました二十八億五千万だけが現在政府出資の中で施設の方へ回っているのございします。この二十八億五千万を五十億から差し引きしました残り二十一億五千万を、これをできれば今後、もうすでに三カ年たっておりまして、二カ年の間に得たいというようにことで、事務といいたしましては予算を作りたいと考えているような次第であります。

○委員(佐藤順造君) 他に御発言もないようでありまして、質疑は尽きたものを認めて御異議ございませんか。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないことを認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。別に御意見もないようでありますから、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないことを認めます。

これより採決に入ります。私立学校教職員共済組合法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の御挙手を願います。

○委員(佐藤順造君) 全員一致でございします。

よって本案は全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第四百条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成その他自後の手続につきましては慣例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(佐藤順造君) 御異議ないことを認めます。よってさよう決定いたします。

それから報告書には多数意見者の署名を付することになっておりますので、本案を可とされた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

吉田 萬次 雨森 常夫

大谷 豊潤 佐藤清一郎

川口篤之助 堀 末治

加賀山之雄 安部キミ子

高田なほ子 矢嶋 三義

村尾 重雄 石坂 豊一

○委員(佐藤順造君) 午後の本委員会は二時半から開会することとしたしまして、暫時休憩いたします。

午後一時二十七分休憩

午後四時十分開会

○委員(佐藤順造君) これより文教委員会を再開いたします。

政府より報告する案件がございしますから、これからその報告を聴取することにいたします。

○政府委員(緒方信一君) 先刻、三重県の教育委員会からの報告によりまして、津市の中学校におきまして、水泳訓練中に非常に遺憾な事故が発生したようでありまして、私どもが入手した

たしてあります状況につきまして御報告を申し上げたいと思ひます。

学校は津市橋北中学、はしきたと書きますが、橋北中学校の生徒六百二十名を校長ほか教員二十名引率のもとに津市の中河原海岸で水泳訓練中に、本日の午前十一時過ぎに遭難事故が発生いたしました。

この事故の原因につきましては、早々の報告でございします。まだはつきりしたところが明確に出ておりません。あるいは突然大波が襲来したといううなこともいわれておるようございしますけれども、教育委員会といしましては、調査を進めたいとかように申し出ております。

遭難事故の内容でございしますが、これも数字につきましてはあるいは早々でございします。若干違いがあるかもしれせんけれども、女子の生徒五十名がおおはれまして、行方不明を二名出しております。ちよつと数字の符合しない点がございますけれども、四十六名の者は一応救助をされまして、そうして人工呼吸を施しまして、八名はすでに意識を回復いたしております。しかし、その三十八名のうち二十二名は、これは報告によりましてすでに絶望のような模様であるというわけでございます。

かような遭難の内容でございしますけれども、現場におきましては、まあ警察関係等はもちろんでございますが、県、市の教育委員会から出動いたしました、あるいはまた県立の病院から医師が十六名出かけて救助に當つておる模様であります。また、関係機関によりまして水難対策本部を設けて、いろいろと対策を講じておるようでございます。

○委員(佐藤順造君) 明二十九日に臨時招集いたしまして、開会をいたしまして対策を協議する予定だと、まあかようなこととございします。

早々の間におきまして調査の結果をとりあえず以上のように報告して参つたわけでございますが、何と申しましたも、かようなたくさん生徒が学校の行事であります水泳訓練中に溺死をするというようにことが勃発いたしましたことは、まことに遺憾なことであると存じます。教育委員会におきましても十分この点は努力をいたすわけでございますけれども、原因の調査を十分に進めまして、その上で適當な指導をさらに行なつていきたいと考えるわけでございます。何と申しましたも、当面いたしましてはこの救助を第一にはかることが必要であると考えます。

以上のような非常に遺憾なできごとが起こりましたことを、報告によりましてわかりました点だけをまず御報告申し上げる次第でございします。

○矢嶋三義君 ただいまの報告では、詳細不明であります。まことに遺憾なことだと存じます。そこで今の報告に基いて、二伺ひますが、その報告は、三重県教育委員会から自発的に文部省に報告されてきたものでありますかどうか。あなたのただいまの報告の出所についてお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(緒方信一君) これは報道機関の情報もございまして、今どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

て、どちらが先かということをおぼろげに……今私どもから出て参りましたところに、本省の方から電話で報告を受けまし

それから、この女子五十人がおぼれたという数字と、八人が回復したというのは、五十人中八人が回復したというのですか、それとも救助せられた四十六人中の八人が回復して、二十二人は絶望というのですか。その女子五十人がおぼれたということ、二十二人は絶望のようだというこの五十人と三十二人の関係はどうなのですか。

○政府委員(諸方信一君) これは五十名おぼれまして、そうして行方不明は明らかにはつきりなっておりますのが二名、それから四十六名今救助をされた、これもはつきりなっております。これもちよつと先ほど申し上げましたが、数字の食い違いがそこに若干ございます。これは私教育委員会のこの報告のままを申し上げておるわけであります。

ましてここに若干食い違いがございます。そのおほれましたうちの四十六名を助け上げまして、人工呼吸を施しまして、八名は人工呼吸の結果意識がまして回復いたしております。三十八名はなお人工呼吸を施しているところである、しかしながらそのうちの二十二名は絶望ではなからうか、かようなことでございますから、おほれました者の五十名のうちでございます。

○矢嶋三義君　そういうことは、今のあなたの報告によると、最大限まことに残念なことながら、今の情報では二十四人程度の犠牲者が気の毒にも出たようだ、こういう数字になるわけですね。

○政府委員(緒方信一君) 二十二名に
つきまして絶望と申しますのは、それ

○矢嶋三義君 これはまだ正確な統報をいただかなければ何とも把握をいたしかねますが、校長以下二十人おられたとすると、これは課外課程中の事故だと思いますが、紫雲丸事件とは違って、事情を調べてみなければわかりませんが、まことに遺憾な希有の事故だと思ひます。教壇の延長としての場合

においては事故だと思えます。すでに電話連絡されたそうですが、現地においては適時的確な手をうたれていると思いますけれども、文部当局におかれても早急に十分連絡をとられて、善後処置に現地において誤りなきようにされると同時に、縦いて入るところの正確なる資料を当委員会に出していただきたいと思います。

○堀末治君 今のこの事件でござい
ますが、非常に遺憾な事件が続々と出
る。非常に気の毒でもあり、遺憾に想
うのですが、私ちょっと今の初中局長
の報告では非常に不満足なんです。十
一時に起きた事件ですね。そうすると
もうすでに五時間たつております。五
時間たつておつてこのくらいの報告より
できないという今の通信機関でないとい
私は思う。至急報でかければあの間け

なにはどの時間もありません。せっかく今あなたがわざわざわれわれに御報告下さるならば、できればあなた自身電話をかけて聞いても、もう少し的確な御報告をして下さるのがほんとうに責任を感じるものだと思う。この間

うちからこういう事件が次から次と出て非常に皆遺憾に感じておるときにも

いであるというのは、緒方さん、責任がないと思う。そうでありませんか。もう四時二十分ですよ。今新聞社の方からほとんど報告がきているのに、あなたがかかりに院内に来ていたからといつても、院内でも直通で電話をかけられる。至急報でかけたら何分もかからない。今すでにここに來てから、さつ

きから来ておりますから、あれだけの時間があれば詳しく聞けますよ。三時というのが四時までおくられているのですが、主としてきょうは文教一般に關する質問を特にしようというて、大臣までお出かけを願つておる。そこにもつてきてこういう突発事件が出てゐるのですから、なるべくならばこういうものに対してはあなた自身要するに電

話をかけて、親切な報告をすると同時に、あなた自身が言われた通りの確かな情勢を把握するということは、ほんとうにあなたは責任を感じる立場にあるのだと思うのですが、どうですか。私は非常に不満足です、こんな報告では、(「同感」と呼ぶ者あり)時間が無いならともかく時間が十分にある。○委員長(笹森順造君) 今のはお尋ねでございますか。

○堀末治君　そうです。御答弁願います。

○国務大臣(松村謙三君)　今お話のようなお尋ねがございますことは、これは当然でございすけれども、しかも向うの方もこういう大きなことがあつ

て非常にうろたえておりましたので
報告がおくれたと思います。私がこ

が、そのときにはまだ報告がきておりませんで、諸方君が帰つてまた引き返してきて、こういうようなことが起りましたということでありましたので、ついお尋ねのようなおくれた事態を、かつとしたわけでございます。十分この報告をとつておりますが、新聞社等に参つておりますのも大同小異でございます。

してたとえ大きな波が襲来したということが原因だということでありますが一部には少し沖の方によけい出されたのだというようなことがあるのじゃないかというようなこと、それから四十六名が救助されたが、ほとんど絶望だということも、大体新聞社に来ておるのも、こちらの方の報告もよく似ておりますので、非常に混雑の際であ

りますから、こういうあいまいな何が来たと思います。今いろいろ連絡をいたしておりますから、御了承をお願いいたします。と思います。

○堀末治君　大臣がわざわざ御答弁下さったからよくわかるのですけれど、私はほんとうにこういうような事件がでたら、これは属僚にまかせておくべきものではない。局長自身が電呼に出て、ある程度は、わかつてもらわ

況はどうだと確かめて、今しもか案員
会を開いておる最中ですから、質問の
受けた場合に、自分として何らかの確
な答えをしなければならぬから、で
きるだけの確な報告を受けたいといふ

ことば、あなたとして当然取るべきことである。これはいかなる場合でも

決して先生方はかりを責めるわけではなく、みなあなた方が自身が、これは監督の立場ではございませぬけれども、やはり今でも学校の職員は、文部省といへばただ単なる勧告の機関でなく、ある程度監督というようなことも考えておられる。それであるから、その立場にある人は、そういうことがあつたら

す。大臣と御相談になることもござい
ましようが、しかし私はこういうよう
なことは、大臣とどんな御相談があつ
たかしりませんが、これにまざるそう
緊急な相談はないと思う。それである
から、自分自身電話をかけて、今こゝ
に來られなかつたら、この話が出たら
今局長がみずから電話をかけておりま

すから、今しばらく詳細な報告が来るまで待つてもらいたい、これでも私だけっこうだと思ふ。だれが電話をかけたのか、今の矢嶋君の質問に対して、あなたの今言つた通り新聞社から受はたか、こつちから先にかけたか、そんなことはわかつてはまず電話口に立って、あなた自身私はいまず電話口に立つて、どうかということを知ることが、私はあなたのほんとの事を

[illegible]

なな方自身が率先して、ほんとうに
供は大切だ、そうでないから次から次

と事故ばかり起き、何かというところ、この委員会に事故の問題が出ておる。この前も大臣に、処罰を厳重にして、多少なりともそれによつてこういう事件を緩和したらということまで、私は痛烈に言つておる。それにもかかわらず、あなた方は今はこういう事件ができて、新聞社の報告と同じだといわれる。同じでもけつこう、みずから電話をかけて、今委員会の開会中であるから、おそらくこれは質問を受けるであらうから、できるだけ確な報告が受けれないかと電話をかけて、そして同じ報告でもいいから、みずから責任があるから聞いて私は答弁するの、ほんとうの今まで言つた通りあなたのお立場であり、あなたの責任だと私は思うのです。これはいかがですか、私の質問は無理ですか、大臣、私の質問は無理だと思ひますか。

○国務大臣(松村謙三君) 決して御無理とは思ひませんけれども、この報告がおくられましたのは、先刻申しましたように、もう向うの方が混雑しておることを思ひまして、今から三、四十分前によろしく知れたようなわけでありまして、ここに教科書の問題等もあつたもので、局長がこちらへ参つたというわけでございますから、事情は一つ御了承を願つてお許しを願ひたいと思ひます。

○吉田萬次君 この問題はどうも私ははつきりと想像もつかぬような問題でありまして、海水浴場で起つた問題としては、また洲を中心とした海岸は遠浅の海水浴場になっております。そういうところにはこれだけの最悪のことが起るようなことはあり得ないことだと思ひ

ます。これで沖へ出ていったということになりますと、水泳の練習のために行かれたなら、こんなに惨害がひどいはずもないと思ひます。波が起るといふことも、突風というところもないといふえぬでありまして、けれども、簡単に波はそんなに起るものではないと思ひます。関係上、これは多少十分に調査していただきたい。それからどういふ目的で何をやつたかということによつて起るかもしれないけれども、想像も及ばぬ問題であります。これはそういう点から考えると、指導者といふものが非常に怠慢な計画のもとに起つた問題じゃないかといふことを想像せなければならぬ。かような点から考えまして、私は波が起るということはどうしても今でもわかりません。これはどうして今でもわかりません。これはどうしたにかかわらず、指導するといふ方面においても手ぬかりが相当あつたものじゃないかと思ひますので、その点十分御注意が願ひたいと思ひます。

○矢嶋三義君 堀委員からの御発言私もごもつともだと思ひます。しかし私はこの際松村文部大臣に申し上げておきたいんですが、いづれこういう問題については閣議等においてもいろいろと懇談の際に話が出るかと思ひますから、私参考に申し上げておきたいんですが、あの紫雲丸事件が起つた当時、国家警察、警察本部並びに運輸省本部の報告はわれわれ議院運営委員会になされたが、全く周章をうばうといひますか、両者の数字が食い違ふし、私もびっくりしました。当時事件の起つた当日のわれわれに対する報告では、幾ら多くても犠牲者は八十人はこ

えないという数字が警察本部並びに運輸省当局から報告されたにもかかわらず、皆さん御承知の通り、犠牲者は二百名になんとなつたわけですね。あの事件のときは警察本部直轄のものであり、また運輸省直轄のものでありながら、そういう報告がなされなかつたことに私はあせるとし、参議院の議院運営委員会を通じて当事者に注意を喚起したわけですが、このたびの事件についても、これは文部省の直接管轄、取り扱つておる学校の事故ではありませうけれども、報告される以上は、もうちょっと具体性を帯びた報告をされるように、今後気を配られた方がいゝと思ひます。しかしただ私どもも今聞かなければ知らないわけですが、局長は十分ながらも自発的に御報告を委員長にされたというその善意だけは多分たしますが、報告内容について堀委員からいろいろと忠告並びに要望がありましたが、その点は私も全く同感でございます。今後はそういう点について内閣全体としても、また文部当局としても御注意願ひたいことを要望いたしておきます。

○委員長(笹森順造君) ただいまの報告に對しては、御報告をさせていただきます。今朝日新聞の夕刊を見ますと、相当詳しく出ております。新聞に出ておるところを見ますと、相当時間もあることであるので、少くとも新聞に出ておるぐらいの程度の御報告のできるようにしていただきたいと思ひます。

○委員長(笹森順造君) 速記をとめて下さい。

○委員長(笹森順造君) 速記を始めて下さい。

これより教育、文化及び學術に関する調査を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○川口爲之助君 話は少し旧聞に属するのですが、政府はかねて重要な文教施策を示されております。それは直接予算に關係のない文教の刷新あるいは道義の高揚、こういうようなことであります。こういう案はどういう教科課程によつて推進されるかということでありまして、かつて京大事件の起りました当時、大谷委員の質問の中に東洋道徳が滅びた、これにかわるべきものを、出される考えがあるかないかということとを問われたのであります。その際大臣からそういうものはあらためて出す考えはない、良知良識によつて人格の完成をはかつて、そうして礼讓の心すなわち良心を持たしめることによつて祖國愛、道義の高揚をはかる、こういうふうにおっしゃられたように記憶いたしております。そこでこの道義の高揚といふことは御説明の趣旨はよくわかりまうけれども、これをいかに具体的に實現せしめるか、推進していくかといふ点について一つお伺ひいたしたいと思ひます。

○国務大臣(松村謙三君) 今のお話でございまして、学校教育におきましてはこれは道義の高揚と申しますか、人が社会に立つて生きていく道を学校の教育として十分徹底して行いますようにいたすことに指導方針を改めてやつておるわけでございます。この成果は漸次上つてくることを期待いたしてお

ります。それから一般社会の道義の高揚につきましては、これは近く発足いたします新生活運動の大きな部面として取り上げていただきたいと、こういう考えを持っております。新生活運動は生活の運動でありますと同時に、やはり道義の裏づけがなくてはならぬと考えますので、両々相俟つて効果を上げ得ることと思つてございまして、それから今やつておりますことは、影響の大きいことにかんがみまして、この方面の悪い影響を除き、いい方面の感化を助長するような方策をとつておるわけでございます。

○川口爲之助君 ただいまのお話によりますと、新生活運動その他の面からこれを取り上げていくというお話であります。けれども、一応これは御趣意はわかりはしますが、祖國愛、愛國心を盛り上げていくといふことにつきましては、まず教育の面においてこれを的確に推進していくといふことでなければならぬと思ひます。いろいろ科学技術の修得、そうしておつしやるような良知良識によつて人格の完成をはかる、それによつてい

わゆる日本国民であるという觀念をまず植え付ける、そこからいふゆる愛國心といふものが生まれ、あるいは道義心といふものが生まれてくる、これが教育の根本の理念ではないかと思つております。でありますからして、これを推進するためにはどうしても教育の課程においてこれをやらなければならぬと、かように考えておる。ただいまの教育課程というのを私はあまり詳細には存じておりませんが、全科目を通じて徳目を説くといふ点に限ら

ります。それから一般社会の道義の高揚につきましては、これは近く発足いたします新生活運動の大きな部面として取り上げていただきたいと、こういう考えを持っております。新生活運動は生活の運動でありますと同時に、やはり道義の裏づけがなくてはならぬと考えますので、両々相俟つて効果を上げ得ることと思つてございまして、それから今やつておりますことは、影響の大きいことにかんがみまして、この方面の悪い影響を除き、いい方面の感化を助長するような方策をとつておるわけでございます。

れておるのではなからうかと思ひます。つまり修身あるいは地歴といった独自の科目を掲げて国民精神を引き締めていくという点には欠けておるのじやないかと考えます。その点いかがですか。

○國務大臣(松村謙三君) 終戦後の教育の方針は、これは大体におきまして國が教育の方針に關与しないというようなことで占領中はやつてきたものでございまして、その間きわめて区々まちまちであつたことは御了承の通りであります。そのうちにいい進歩的の面もあると同時に、また非常な弊害の伴ふことのありましたことは、これは認めざるを得ませんで、そういう意味から言へば、子供たちにどうしても嚴肅な品正の陶冶をするということがこれにはぜひ必要なことと考えます。かつても申しました通り、世界の民族と伍していく上におきましてはどうしても高い教養と高い品正を持たなくちゃなりませんから、そういう意味において今後学校の教育は十分に徹底してやりたいと考へております。この意味においては、だれも異存はないことと思うのでございまして、また古い愛国心という言葉には弊はありましようけれども、民族を愛する、祖國を愛するということとは、これは當然のことであると思ひます。こういう面について兒童が十分理解をしていきますように努めることは、これはだれも異存のないことと考へまして、そういうふうに努めたいと存じております。

○川口爲之助君 自由な立場で教育をしていくということは、それはよくわかります。しかし、今私どもは独立國家となつたのであります。この独立國

家として一番大きく要請されるものは、自主性の確立ということであらうと思ふと同時に、今おっしゃられた國家意識、民族意識というものを作振していかなければならぬ、これが獨立國家に要請される最も大きな問題ではないかと思ふのであります。ところが、占領政策の余弊というものが制度の上にも、また社会秩序の上にもあらわに出てきております。その間隙に乘じて、物心両面と申しまするか、精神面からも、經濟面からも、まあ極端に言へば破壊工作が行われておる。その結果、國民全体の氣持を支持していく傳統精神、これが、昨日堀委員からのお話もございましてけれども、かなり不透明なものになつておる。これをどうして直していくかというところは、これは教育の力に待たなくちゃならないと思ふ。この点に政府當局が考へを及ぼされて、道義の高揚というのを高く掲げられたことは、われわれ大いに敬意を表するものであります。さてその道義の高揚を繰り返して申すようでありましてけれども、教育課程においてこれを推進していくということではなればならぬと思ひます。それを私どもは要求をいたしておる。たとえば、自分の國の歴史を知らない。自分の國の地理も知らない。徳目、修身科目もな

らなかつてゐる。愛國心というものが起つてゐるであらうということを私どもは疑つておる。でありますからして、少くとも教育課程においてこれを徳目として教育の面に打ち出してゐるに、社会科の改訂ということであらうと思ひます。この点について何か考へてはございせんか。

○國務大臣(松村謙三君) お話の通りに心得ております。全くそういう意味において最大の努力をしないかといふことについて考へております。ただ私の考へ方はぜひそういう占領行政中のふやけたところは是正をしないかやありませんが、同時に世界の進進におくれないだけの用意を必要とするのでございまして、明治のあの興隆期を考へてみましても、やはりかつて非常なヨーロッパ心醉の時代がございまして、これは御承知の通りでございまして、それがやはりあとからだんだんその悪いところを直し、いいところをとつて明治の文化はできたと、こう思ふのでございまして、日本の國民性のうちには東西の文化を吸収してこれを新しい日本の文化に改める能力がありまして、これははずつと仏教、儒教の伝來以来のこととございまして、今日といへどもやはりそういう意味で、教育も広く世界のいい点をとつていくということ考へなくちゃなりません。そしてその根底はお話の通りの日本の祖國愛、同胞愛の燃ゆる氣運でやつていくと、こういうふうな漸次教育のあり方を要すると思ひます。

○川口爲之助君 明治文化の興隆は、これは日本の伝統的精神というものがはつきりと現存しておつた、それが基調となつてあつたことができたのであります。そこでまた明治の初年に教育に對する何と申しますか、指令が出ております。これが施政の要道となつてあれだけの世界に類例のない短期間の進歩發達を遂げた、その精神が今なくなつておると申しては言葉が過ぎるかも知れぬけれども、どうもきわめて不透明なものになつておる。これを教育課程においては是正していくといふことをわれわれは希望するのであります。そこでいよいよ社会科というものを改訂して修身、地理歴史というものを獨立科目として、そうして子弟を指導してゆくということが望ましいといふことであります。文部當局はこの春社会科の改訂の案を發表されております。私どもはそれを新聞で拝見いたしております。ところがまだそれは実行に移されておらぬやうであります。この点はいかがですか、実行には移す機会がないのでございせんか。

○國務大臣(松村謙三君) その点につきましては私の前任者の時代に、安藤君の時代に社会科に倫理、歴史、地理、これを加えることをきめたのでございまして、それで私になりましてから前任者のその考へを引き継ぎまして、そうしてこの四月からそれは実施いたしておるわけでございまして、現に教科書の指導書というのがございまして、それにもきつとその点を明示いたしまして、全国の學校へ配つております。教科書等もそれに準じて作っております。さよう御了承を願ひます。そうしてこれは助長してゆきたいと思ひます。

○川口爲之助君 それでは先ごろからおおかつた世論の激しい批判を受けております検定教科書の問題についてでは教育に對する何と申しますか、指令が出ております。これが施政の要道となつてあれだけの世界に類例のない短期間の進歩發達を遂げた、その精神が今なくなつておると申しては言葉が過ぎるかも知れぬけれども、どうもきわめて不透明なものになつておる。これを教育課程においては是正していくといふことをわれわれは希望するのであります。そこでいよいよ社会科というものを改訂して修身、地理歴史というものを獨立科目として、そうして子弟を指導してゆくということが望ましいといふことであります。文部當局はこの春社会科の改訂の案を發表されております。私どもはそれを新聞で拝見いたしております。ところがまだそれは実行に移されておらぬやうであります。この点はいかがですか、実行には移す機会がないのでございせんか。

○國務大臣(松村謙三君) その点につきましては私の前任者の時代に、安藤君の時代に社会科に倫理、歴史、地理、これを加えることをきめたのでございまして、それで私になりましてから前任者のその考へを引き継ぎまして、そうしてこの四月からそれは実施いたしておるわけでございまして、現に教科書の指導書というのがございまして、それにもきつとその点を明示いたしまして、全国の學校へ配つております。教科書等もそれに準じて作っております。さよう御了承を願ひます。そうしてこれは助長してゆきたいと思ひます。

いるわけでございます。今こういう不審な内容があるといふと、それは時代的に見る必要がある、二十四、五年ころの占領行政のあのずいぶん破壊的の時代の教科書は、やはり同様の記事が盛られているといふこともあります。それが今もとめられないで、一度検定を受けたものですからそのままになっておる、こういうような事情もございます。それからまた父兄の経済面から申しますと、あまり煩瑣に、一つの村、一つの町で教科書の選定の仕方が違いますので、きわめて不経済な、ちょっと隣の村に住居が變りますと教科書をまた新たに買わねばならぬといふこと、そして年々變りますがゆえに兄弟譲り合つて使うといふことができないといふような事情、それから検定の方法なども今日秘密にしておりますが、それがかえつて無責任な検定をする危険もありはせぬかといふような疑問等々のことが今日教科書の問題の世論となつておるわけでございまして、こういうことを總合いたしました、これは全く白紙の上に立つてこれを再検討いたすといふわれわれの決意でございます。そして教科書といふものをきわめて明朗な、そして今いう、経済的にも父兄に大きな負担のかからないようにということに注意をおきます、その内容のことはもちろんでございますけれども、考えてやつていかなくちやならぬと思ひます。ただしこれは一面そのために進歩を押し返るなりませんから、昔の国定教科書に返るというやうな考え方は持つてはいかぬと思ひまして、今日の検定制度のいいところを残して、そして弊を除くようにいたしていききたいと考えてお

るのでございます。
○川口爲之助君 そうすると、ただいまの問題は、これまで起つた経過を正して、検定制度を続けるという、こういう御趣旨でございますか。
○国務大臣(松村謙三君) さうでございます。

○川口爲之助君 そこで質問の要点をすばめますが、千教百名の調査員の方方がおられるということですが、その方が文部省の指導要綱に基いて、出版業者が編集する、その編集された原稿を調査員の方々が選定基準に従つて採点をする、それがまた検定審議会にかかりまして決定をする、おそれるその過程においては文部当局においても多少目を通されることと思ひます。このようにして複雑な、また入念な過程を経ましてでき上つた教科書といふものが、年とともに變つていくといふことは、どうも私どもの平凡な頭では理解ができない、また一つの科目に数十種に及び教科書がある、何ゆゑに一つの科目に対してこのような多数の教科書を作るのか、これもちつと了解に苦しむのでございます。それは日に日に改つてゐる世の中の進歩につれまして内容が若干改訂されるということもありましようが、また種類にいたしましてもいろいろ希望もございまして、その土地に適したものを作らなければならぬといふ意味から、三種類、五種類のものではきても仕方はないと思ひますけれども、折角作つたものを毎年々々變えてゆく、そういうまた種類の同じ教科書を作るといふことは、どうもそこに大きなむだがあるのではないか、少くとも一たび定められた基

本的な科目、基礎的な科目、これは少くとも三年や五年は続けて使用してもよろしいのではないか、かように考えるのであります。そこでこの点についての御意見も承りたいと思ふのですが、ただいまのお話にございました調査員の選定の方法、これはどういうふうにして選定されるのか、また匿名と云ふことはどういう意味においてなされるのか、これは見ようによつては、匿名と申しまして出版業者あるいは関係の者は直ちにこれを知ることできる、しかしながら一般の国民は全然知らない、そこに複雑な事情の生ずる原因があるのではないか、かように考えます。それらの点につきまして一つお話を承りたいと思ひます。

○国務大臣(松村謙三君) 検定の方法につきましては、今事務の局長がおりませんから、私から大体のことをお答え申し上げますが、これはただいまのところでは、秘密に検定の委員を嘱託いたしまして、そしてそれでその原稿を、どこの会社のもの、どの著者のものとわからないようにいたして配布いたして検定をいたしてもらうわけでございます。そうしますと、大体五人くらいを一組にして検定をいたしてもらいます。その検定の標準といふものは、これは大体大まかなものでございまして、ひつきやう教育基本法を基準といひまして検定をいたす、こういうやうなことになるわけであります。そうしてそれにだれか一人でも落第点をつける委員がありましたならば、これはもう採用せられないといふやうなことでやつておるのでございまして、しかしながらそれが漏れるといふうわさもありますが、もう一つには、

著者は大学の教授などでありますが、検定をする人はまあそれ以下の人、地位の上から言へば以下の人といふやうなことがありまして、かえつて十分行かないといふ点もありません、それからもう一つは多数でありますから、十分の報酬も差し上げる完全なこともなつていないやうなうらみもありまして、さういふやうな点を見ますと、十分改正をする余地大いにあるのではないか。この点だけは法律では文部大臣が検定をするということになつておりました、文部大臣がその点はいかにうにもなし得るわけでございまして、また直接それに対する責任もあるわけでございまして、十分に検討をいたしたいと思ひております。

○矢嶋三義君 関連して、文部大臣、ただいま川口委員から熱心に質疑を展開されておるわけですが、私の感じでは、この国会開かれてもう数カ月、やがて半年になんとなつていくわけですが、教科書行政といふものはわが国の文教政策のうちで大きな一つの問題です。さらに教育委員会制度という教育行政制度、これもわが国の当面する教育政策の上では大きな問題です。こういうやうな大きな問題についての大臣の御答弁といふものは、国会開かれて教カ月になんとなつていくわけですが、一歩も進まないわけですがね。従つて質疑応答を承つておりましたが、何かもの足りない感じがするのですが、たとえば今川口委員が教科書問題を聞かれておるのですが、それだとすれば、どういふ機関にどういふ諮問をして、いつを目途に結論を出したいと思つておるか、あるいは今までのいろいろ検討した結果、諮問すれば、その諮

問の答申はともかくとして、自分としては一応こういう見解をもつてこのやうにしてどうかと思つておるといふ、やや前進した答弁がないと、われわれはもう委員会をやつておつてどうももの足りないと思ふのです。たとえばあなたが従来の国定には戻したくないといふことは前から言われておることですが、それではあなたの所屬される民主党で民権国論といふものがあるわけですが、このやり方もいろいろあるうと思ひますが、民権国論については大臣としてはどういふ見解を持てているのか、またそれと国定といふものは果して実質的に異なるやうな突際行政ができるのかどうか、さういふやうな点についてや具体的に前進したところの答へを願わなければ、大臣非常に慎重なお人柄の関係もありましようが、長きにわたる国会においてわれわれはいろいろの教育の根本問題について大臣と質疑応答をしながら、ほとんど前進しき答弁がない点を非常に私は心細く思つておるわけで、せつかくこの暑いのに川口委員一生懸命質問されておるのですから、少しは大臣の私見にしても前進したところの答弁をお願いいたしたいと思ふのでございますが、いかがでございますか。

○国務大臣(松村謙三君) お話の通りでございます。私お答えは前進してないといふ仰せられても、これども申しわけのないわけでございまして。しかし、事柄はきわめて重大でございまして、ちつと思ひつきで申し上げたのは、これはかえつて世間を誤ると考へるのでございまして。そこで十分の自信を得て一つ御批判を頂ますのには、

つい議会のことで気をとられまして、まだ自信をもってこれで行こうという案を持っていないわけでございます。ありまして、まだこういうつもりでおるとは申し上げかねるわけでございますので、今後十分に調査をいたし、また自信をもちまして次の議会までにはこの教科書の問題、教育制度の問題等々、教育の根本に関するものはやはりいろいろな連関を持っておりまして、十分に検討をして私どもの文教に對する方針を明かにいたしたいと存じます。どうかさよう御了承を願いたいと思ひます。

○矢嶋三義君 大臣、もう一回だけ伺いますが、それでは教育行政制度それから教科書行政制度、これらはこれから検討して変更する場合もあるだろう、変更しない場合もあるだろうという程度でございますか、それとも教育行政制度と教科書制度はともかく改変しなければならぬから、次の通常国会まで具体案を得て、そうして、国会の議決を要すべき問題については国会の可決成立の上に次の通常国会を目途にいたしたい、こういう見通しなんです、さういふ見通しでございますか。

○國務大臣(松村謙三君) 私はこの教科書の問題につきましては、これはどうしても改めなくちゃいかんと考えております。従ひまして、次の議会までには必ず改正案を議会へ提出いたしたいと考えております。それから教育委員会の制度につきましては、これは十分の調査をいたした上でない、今申されるように、検討の結果このままでいくか、それからこれも一つ改めていくかというところは、私まだここに明らかに申し上げるところまで到達いたし、

の種類の多いということは、結局貧乏な国の経済から考えまして、非常な不経済であるというふうに考えます。また一つの本を作るにいたしましても、それに對する研究費だとか、あるいは諸問であるとか、あるいは労力だとかいうものが私わかれておりまして、そういうような費用がかかる。また一つの本がでますと、教師用であるとか、あるいは学習帳であるとか、あるいは参考書であるとか、あるいは資料であるとかいうような、これにやはり付随した莫大のいろいろなものがそこに出てきます。かような点から考えまして、本の種類がたゞさんあるということは、一面において選択によつて自分の理想とするものを選択するということについて便利かもしれせんけれども、私は固定教科書というものを謳歌するわけではありませんが、固定教科書というものができたのは、やはり貧乏国としての教育の方針においてやむを得ざる現象であつたかとも考えられます。従つて、私は、多数のこ

の種類の多いものは、きわめて私わが国の経済から見て不適当なものだと考えますが、これに對する大臣の考えはどうかでございますか。

○國務大臣(松村謙三君) 今お話の民編国営の形を私が三つあるの考え方と前提として今申してゐるのではありません。あれは私の属する党派の一人がそういう意見を言はれておるのでございまして、党のまだ党議ともなつておるわけではございません。これはもちろん十分検討の資料にはなりませんが、今私がその考えで進んでゐるというふうなところはございませぬので、全く白紙で考えたいと思つてございまして、その点はさう御了承をお願いいたします。しかし今お話のこと等については、これはその通りでございまして、どうしてこれを少くする、と申しますか、あるいは検定を厳重にすると申しますか、というふうなことで、今日のような一町村ごとに教科書が變るといふことは、私は變えていかなくちやならんと考えております。要するにどういふ形にしますかと申しますが、御趣意は全く私どもは同感でございます。そういう方向へ進みたいと考えております。

○吉田萬次君 大臣は民編国営とおっしゃいましたが、私は民編国営、せんは選ぶというふうに考えております。

○國務大臣(松村謙三君) それは全くその通りでやっております。

○吉田萬次君 そこに違いがあります。それからもう一つついでに承わつて

おきたいのは、大臣は新しい生徒に對して本を無償で配給するようなことをおっしゃつたことがあるやに承わつておりますが、これは私は一年生の新入生に對する配給といふことはきわめて慎重にやつていただきたいと思ひます。決して本を一冊ずつ、あるいは本が各課程における二冊か三冊かの全部の本にいたしまして、これを受けるというところが果して適當であるかどうか、地方は決してこれを望んでおりません、ということとは、費用がそれほどのものでないということもありまして、市町村におきましてはこの報告に非常な繁雜をきたすような点もありまして、市町村におきましては十分御考慮願ひたいと思ひますが、今でもさうな御意思でありますかどうか。

○國務大臣(松村謙三君) 私はこの全部の生徒に教科書を出そうと申したことはないのでございます。そういう考えを持つておりませぬです。ただ一つの案として申し上げたことは、今度からはぜひ復活したいと思つております。前からの一年生の入学のお祝いに國がその年の教科書の一部を全部に差し上げるといふことは、これは来年度から何んとかして復活をいたしたいと存じておりますが、その復活したときには、ただいまのように、そういうふうな全部に上げた方がよろしいか、あるいは一年生新入生のみならず、全学級のうちに貧困で図書を買ふに困る人たちに、そういうものを、教科書を上げた方がよろしいか、大体同じほどの費用でどちらにでもなるのです。(どつちですか)と呼ぶ者あり) そういうことだからどつちがよ

からう、しかしそれを貧困な人たちに上げる方がよいには考えますけれども、ただ技術的に困りますのは、ただいまお話の一部の人にさうしますと、子供たちの自尊心を傷つけませんか、これを技術的に除くことができたならば、あるいはその方がよくはなからうかというふうなことを申し上げたのでございまして、これらのことは今これから研究をさせているわけでございます。

○吉田萬次君 もう一つ。それはそこに私はいわれる民編官選のことがはつきり現われてくるということ、文部省が生徒にやりになる本というものは、あるいは希望のものを自分にならるか、あるいは全面的に同じ本を全国に流されるかといふことは、これは重大問題だと思ひますが、その点に對するお考えをお伺ひしたい。

○國務大臣(松村謙三君) 今日の検定制度が存立いたしておりますにつきましては、それによつてその地方で採択せられた教科書を渡す、現在もさうなつてゐるわけでございます。

○川口爲之助君 大臣は私のお尋ねの趣旨は現行法のうちで悪いところがある、もし悪いところがあるならばそれを是正していきたいといふのが私の質問の趣旨でございます。民編国営あるいは国営という問題は、これは別の機会に申し上げたいと思ひます。そこでもう一つお伺ひしたいのですが、修業年限が一年ふえた、修業年限が増してゐるにもかかわらず基礎的な学力が一般に劣つておるといふことが世論になつております。これに對しまして、終戦後における混乱期、動揺期におけるこれは過

て散会いたします。

午後六時四分散会

渡的現象である、こういうふう言われておる向きもございます。またおよそ教育制度はまず人間の形成、人間を作るといふことと広く知識を求むるという関係から、特定の科目についてはあるいは学力が劣つておるかもしれない、こういうふうな片づけられております。学力が劣るかあるいはまさるかというところは、これはものさしでははかれないのですからして、専門家の調査に待つ以外には道はないと存じます。さりながらここに一つ私も心配なことは、社会秩序の紊乱と申しては言葉は過ぎるかもしれませんが、その状態が学園に移つておるといふ感じがするのであります。その点を非常に私は心配をします。それは、青少年の犯罪はおいおい増加の一途を辿つております。それからしてひんびんとして学園に起る不祥事件、これはまことに目をおおわしめるものがあるのでございます。人格の完成、人間性の陶冶これを目的として進んでおられる現在の教育の方針と今の情勢とは全く相反した方向に走つておるといふふうに私は考へておる。一体これはどういふ原因からこういう状態になつたのであるか、教育の制度が悪いのか、あるいは教科課程、いわゆる教科書の内容が悪いのか、またこれを教える教師、その人の質によるのであるか、おそれくはこれはそのいずれにも当らないといふことは、われわれは固く信じておるのであります。しかしながら一体こういうふうになつたのはどこから原因が来ているかといふことを深く憂へる。その点について何かお考えがございましたら、一つお聞かせを願ひたい。

○國務大臣(松村謙三君) 今お話の現在のアメリカの制度を取り入れた今日の教育がいいかどうかという問題、以前の制度の学力と今の制度の学力はどうかといふことになりまして、これはなかなか比較は困難であらうと思ひます。近ごろドイツから帰つた人の話を聞きましたが、ドイツはやはり以前日本をやつていたような、悪く言えば詰め込み主義と申しますか、ああいうやり方を今もやつておりました。物理、化学の教え方もそういうふうで進んでおつて、従つて早く力がつく、こういうことを申しております。日本はそれとは反対で、いわゆる啓蒙させていくといふところにあるようでございまして、そのよしあしについては、いろいろ議論もあることと思うのでございしますが、ただ今お話のような道義の類の面に至りましたならば、これは占領行政中のそういう面に触れない考え方は、私どもは認めるを得ないと思へます。大体学校において修身を教えないといふようなことは、アメリカあたりのような家庭に宗教の感化が徹底する所においては必要ないかもしれませうけれども、宗教の權威が向うのようでない日本においては、どうもそういうわけにも参らない。それに、それをやるのだといふふうなことも一つの原因をなしております。もう一つは敗戦後の日本の失望をいたした状態が心理的にそういう面にふやけて参りまして今日の社会情勢となつており、それがまた子供に影響するといふ点は、これは見のがすことはできないと思へます。従ひまして一面は社会教育、社会の生活改善と、それと学校教育と相俟つてやつていかねばならぬ、この状態はなかなか矯正することはできない。両面に最大の努力をしなければならぬと考えております。

○矢嶋三義君 議事進行について。
○委員長(笹森順造君) ちょっと速記をとめて。
午後五時四十九分速記中止

午後六時二分速記開始
○委員長(笹森順造君) 速記を始めて下さい。
私から発言いたします。先刻午後の委員会が開会されました際に、文部当局より三重県における学童の橋北中学校の遭難事件についての報告に關連いたしました、この委員会がたゞいま終了いたします前に、引き続き報告があることを期待してその報告を求むるということと皆様方の御了解を得ております。ただいまこのことについて文部大臣から御報告をいただきましたと思へます。

○國務大臣(松村謙三君) 実はあれから直ちに津なり県なりの教育委員会に電話をいたして尋ねましたが、両方とも責任者が現場へ行つておりまして要領を得た返事を得ることができません。それで現場の対策本部には電話がないために、徒歩連絡をしてもらつて至急報告方を依頼いたしておつたのでございしますが、いまだに返事がございしません。こういうやむを得ない次第でございしますので、どうかきょうは御報告をいたすことは遺憾ながらでき得ないわけでございます。事情を御了承をお願いしたいと思へます。
○委員長(笹森順造君) 本日はこれに